

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年9月18日

独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター 院長 樋口 進

◎調達機関番号 597 ◎所在地番号 14

1. 調達内容

(1) 平成30年度精白米購入契約

平成30年度産・国内産・コシヒカリ100%・産地限定なし・無洗米
21,000kg (予定数量)

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成30年11月1日から平成31年10月31日まで。

(4) 納入場所 独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター

栄養管理室

(5) 入札方法

入札金額については、(3)に定める履行期間に行う(1)の購入等件名履行に要する一切の費用を含めた額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を1kgあたりで入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(以下、契約事務取扱細則という。)

第5条の規定に該当しない者であること。

【参考】

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

一 契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)32条第1項各号に掲げる者

四 独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成27規程第63号)第2条各号に掲げる者

(2) 契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 八 前各号に類する行為を行なった者

(3) 平成30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のB、C又はDの等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約事務取扱細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

【参考】

第4条 国立病院機構が行う一般競争に参加できる者は、全省庁の統一資格審査により定める物品の製造・販売等の競争契約の参加資格又は厚生労働省が定める建設工事及び測量・建設コンサルタント等の競争契約の参加資格を得た者とする。

2 前項の一般競争参加資格に基づき、一般競争を実施する場合において、当該競争において必要とされる等級を有する者が僅少であるときは、予定価格に対応する等級に加え次の各号に定めるところより当該資格の等級に格付けされた者を当該競争に参加させることができる。

- 一 建設工事直近の上位及び下位の等級に格付けされた者
- 二 測量・建設コンサルタント等直近の上位及び下位の等級に格付けされた者
- 三 物品製造等（物品の製造・物品の販売・役務の提供等及び物品の買受け）物品の製造、物品の販売及び役務の提供等にあつては、予定価格に対応する等級がA等級の場合は二級下位の「B、C」に、B等級の場合は直近の上位及び下位の「A、C」又は二級下位の「C、D」に、C等級の場合は直近の上位及び下位の「B、D」に、D等級の場合は直近の上位の「C」に、物品の買受けにあつては、直近の上位及び下位の等級に格付けされた者

3 前2項の規定にかかわらず、審査会において特に参加資格を認めた者については、当該競争に参加させることができる。

4 経理責任者は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、

当該競争を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認めるときは、第1項の資格を有する者につき、更に必要な資格要件を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒239-0841 神奈川県横須賀市野比5-3-1
独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター 企画課 契約係長
電話046-848-1550
- (2) 入札説明書の交付期限 平成30年 9月18日～平成30年10月24日
- (3) 入札書の受領期限 平成30年10月24日 17時00分
- (4) 開札の日時及び場所 平成30年10月25日 14時00分
研修棟第1会議室

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に1の(1)に示した購入等件名を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格ない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
契約事務取扱細則第21条及び第22条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により該当契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

【参考】

第21条 経理責任者は、契約する事項に関し、当該事項に関する仕様書、設計書等に基づき予定価格を明らかにした書面（以下「予定価格調書」という。）を作成しなければならない。ただし、予定価格が100万円を超えない随意契約については、予定価格調書その他書面による予定価格の積算を省略することができる。

2 経理責任者は入札又は公募型企画競争によろうとするときは、予定価格調書を封書に

封印の上、開札又は見積書の開封（以下「開札等」という。）まで金庫等に保管し、開札等の際これを開札等の場所に置かなければならない。

- 3 経理責任者は国立病院機構が保有する資産等を広告媒体として広告の掲載を公募し、広告収入を得ようとするときは、前項の規定にかかわらず、当該収入にかかる予定価格（広告掲載にかかる申込最低価格）について、第7条又は第13条の5の規定に基づく公告の際に併せて公表することができる。

【参考】

第22条 予定価格は契約する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価によることができる。

- 2 予定価格は契約の目的となる物件又は役務について、病院等の財政状態及び運営状況、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期限の長短、支払条件等を考慮して適正に定めなければならない。

（7）詳細は入札説明書による。